

会津川口駅コインロッカー使用規定

コインロッカーをご利用になる時は、下記事項をご承知いただいた上でご利用ください。

1.取扱時間

始発から終電までとします。

2.ロッカーに入れることができないもの

- (1)貴重品。(現金・キャッシュカード・宝石・貴金属・書画・カメラ等の高価品。)
- (2)揮発性もしくは毒性のあるものまたは爆発物等の危険物。
- (3)死体・遺骨・死骸。
- (4)盗品等の不法物品、銃砲刀剣類など法令等により所持、携帯が禁止されているものおよび犯罪に使用されるおそれのあるもの。
- (5)臭気を発するもの、不潔なもの、腐敗変質もしくは破損しやすいもの、またはロッカーを汚損・毀損するおそれのあるもの。
- (6)動物、重量過失(30 キログラム以上)、その他保管に適さないと認められるもの。

上記の物品が入れた事実が分かったとき、または、その疑いがあるときは、金山町(以下「町」といいます)において開扉し、収容品の開披・廃棄その他適当な措置をとらせていただきます。

3.ロッカーおよび収容品の点検

町が必要と認めたときはロッカーを解錠の上、物品の出し入れに立ち会うことがあります。また、第 2 項に規定する物品が入れた疑いがあるときは町においてロッカーを開扉し、当該収容品を開被点検することがあります。また、状況に応じて別途保管・廃棄その他適当な措置をとらせていただきます。

4.使用期間

使用開始の日を含めて連続7日以内とします。使用者が8日以上経過してもなおロッカーを返還しないときは使用者が収容品に対する権利を放棄したとみなし、町は収容品を処分します。

5.ロッカー鍵の紛失

ロッカー鍵は、ロッカー施錠後、使用者が責任を持って大切に保管してください。

使用者がロッカー鍵等を紛失した場合は、駅構内の観光情報センターに届け出てください。収容品は身分を証明するもののご提示していただいた上でお引取りいただきます。

なお、ロッカー鍵等紛失の場合は施錠装置の交換代金 10,000円 を申し受けます。

※施錠装置の交換等に対して領収書等は発行しません。

※観光情報センターの営業時間以外は翌日以降の対応となります。

※駅窓口での対応はいたしません。

6.使用者の賠償責任

ロッカーを破損した場合、または他のロッカー内の収容品に損害を与えた場合等、使用者が町または第三者に与えた損害は、使用者に賠償していただきます。

7.免責事項

ロッカーの収容品に損害を与えた場合、町はその賠償の責任を負いません。

8.防犯カメラによる撮影

防犯および使用者の確認を目的として、収容品の預入時に使用者の顔写真を撮影します。